

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成16年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第3項並びに第5項第1号及び第2号中「同一世帯に属する者」を「同一の住所を有する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

住民基本台帳等に係る請求を拒否することにより個人情報の保護を図る対象者を拡大するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。